

ふぐ取扱いについてのお知らせ

令和5年4月1日より、水戸市内における
ふぐの取扱いに係る内容を
変更しました。

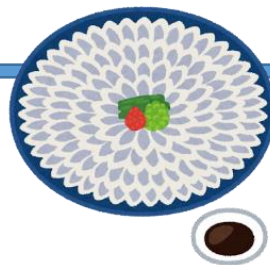


改正のポイント

みがきふぐ（除毒処理済みのふぐ）のみを取扱う施設は届出及び資格が
不要になりました。

「みがきふぐ」を取扱う場合に必要としていた「第1種フグ取扱者」の資格は廃止となります。
また、保健所への届出も必要ありません。

令和5年4月1日以降、新たに丸ふぐの販売または除毒前のふぐの処理
を行う施設は届出が必要です。



〈保健所への提出書類〉

丸ふぐの販売を行う施設 ふぐ営業届出書

ふぐの処理を行う施設 ふぐ営業届出書

※ふぐ処理者であることを証する書類

※都道府県知事等が行うふぐ処理認定試験に合格した者

令和5年3月31日以前に届出をしている施設では、ふぐ処理者の変更等
がない場合、今まで通りのふぐ営業を行うことができます。

一般消費者に未処理のふぐ（丸ふぐ）を販売することは禁止されています。丸フグの
販売を行う場合は、販売先がふぐ営業の届出を行っているか確認してください。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。



お問合せ先：水戸市保健所 保健衛生課 食品衛生係
029-243-7328